

【コロナウイルスワクチン接種】

予防接種後健康被害救済制度 請求書類（医療費・医療手当）

■医療費・医療手当の請求に必要なもの

請求書類等	注意事項
医療費・医療手当請求書(様式：別紙1)	・通院、入院日数の欄が足りない場合は、任意で別紙を作成することも可
受診証明書(様式：認定前の場合 別紙2-(2)、認定後の場合 別紙2-(1))	・受診した医療機関ごと(医療機関または薬局等)に必要
医療機関、薬局等の領収書の写し	・受診した医療機関ごとに必要 ・領収書等の医療費を自己負担した金額がわかるもの
接種済証の写し	・接種済証など受けた予防接種の種類及びその年月日を証する書類
診療録等の写し ※1 下記「アナフィラキシー等の即時型アレルギーの場合」も参照	・受診した医療機関ごとに必要(複数の医療機関を受診している場合、それぞれの医療機関について提出が必要) ・疾病の発病年月日及びその症状を証する医師の作成した診療録(サマリー、検査結果報告、写真等を含む)
※2 経過等記録書	・被接種者の既往症や健康被害までの経過等を記入する

※1 アナフィラキシー等の即時型アレルギーの場合

アナフィラキシー等の即時型アレルギー(うち、接種後4時間以内に発症し、接種日を含め7日以内に治癒・終診したものに限る。また、症状が接種前から継続している場合や、ワクチン接種以外の原因によると記載医が判断した場合は含めない。)に係る医療費・医療手当の請求については、**診療録等を、医師が記載した様式(新型コロナワクチン接種後のアナフィラキシー等の即時型アレルギー反応 症例概要様式6-1-1)に代え申請いただきます。**

※2 国への申請書類ではありませんが、健康被害の状況等を確認させていただくため、ご記入をお願いいたします。

■請求にあたっての留意点

- ・受診証明書や診療録等の写しについて、**文書料等の費用**がかかる場合がありますが、請求者本人のご負担となります。(本救済制度の対象外となります。)
- ・上記書類は最低限必要とされるものであり、本市で開催する検討委員会や、厚生労働省にて開催される審査会において、確認のため追加で資料の提出を求める場合があります。
- ・ご請求いただいてから決定されるまで数か月～1年以上かかることもあり、また、必ず認定されるとは限りません。(不認定の場合もあります。)
- ・給付の対象について、厚生労働省では下記の見解を示しておりますので、ご留意下さい。

予防接種法第15条では「疾病にかかり、障害の状態となり、または死亡した場合において、当該疾病、障害または死亡が当該定期の予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したとき」が給付の条件となっています。申請を妨げるものではありませんが、一時的な発熱や局所の腫れなど、予防接種で通常起こりうる軽い症状については、一般論としては該当しないものと考えられます。